

○返還猶予に関する施行細則

平成14年12月 9 日

達第1061号

(趣旨)

第1条 日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号。以下「奨学規程」という。)第22条及び日本育英会第二種奨学金業務実施規程(平成11年6月7日達第982号。以下「業務実施規程」という。)第25条に基づく返還猶予に関する取扱いについては、この施行細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 奨学規程第22条第1項第2号の学校には、水産大学校、自由学園最高学部、筑波大学理療科教員養成施設及び外国の学校で高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に準ずると会長が認めるものを含む。

2 業務実施規程第25条第1項第2号の学校には、水産大学校及び自由学園最高学部、筑波大学理療科教員養成施設を含む。

3 奨学規程第22条第1項第5号及び業務実施規程第25条第1項第5号に規定する「その他真にやむを得ない事由」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 聴講生、研究生、各種学校生等として在学するとき。
- (2) 家族(生計を一にする者。次条において同じ。)が傷病のとき。
- (3) 失業しているとき。
- (4) 行方不明のとき。
- (5) その他前3号に準ずる事由による生活困窮のとき。

(証明書等)

第3条 奨学規程第23条第3項及び業務実施規程第26条第3項に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害又は傷病のときは、被災地の当該市区町村長の罹災証明書又は医師の診断書等
- (2) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するときは、所属長による研究に従事していることを証する書類
- (3) 生活保護法による保護を受けているときは、生活保護受給証明書等
- (4) 聴講生、研究生、各種学校生等として在学するときは、在学証明書等
- (5) 家族が傷病のときは、医師の診断書等
- (6) 失業しているときは、雇用保険受給資格者証の写又は離職証明書等
- (7) 行方不明のときは、警察署、旧居住地役場、本籍地役場、連帯保証人又は家族等からの回答文書等
- (8) 生活困窮のときは、市・県民税非課税証明書等

2 奨学規程第2条に定める学校等の標準修業年限を超えて在学する者及び大学の通信教育課程に在学する者(スクーリング期間中のみ奨学金の貸与を受けたときは、その当該年度内の期間は除く。)は、毎年度初めに在学証明書を添えて届出なければ

ばならない。

(返還猶予手続等の特例)

第4条 滞納額を返還することが困難な状況にある者が、過年度において奨学規程第22条第1項及び業務実施規程第25条第1項に規定する返還猶予の事由に該当することが判明した場合は、過年度の返還猶予の事由を証する証明書等を提出することにより過去に遡って返還を猶予することができる。

2 奨学規程第22条第2項ただし書及び業務実施規程第25条第2項ただし書の規定にかかわらず、返還部長（支所にあつては支所長）が特に必要と認める場合には、返還猶予の期間は5年の限度を超えて延長することができる。

3 傷病、行方不明及び失業等により返還を猶予するとき並びに過去に遡って返還を猶予するときにおいて、返還猶予の事由を証する証明書等を提出させることができない場合は、その事由を記載した事情経過書をもつて証明書と代えることができる。この場合において、真にやむを得ない事情で事情経過書も提出させることができないときは、担当課長の認定をもつて事情経過書に代えることができるものとする。

4 次に掲げる事由で、奨学規程第22条第1項第5号及び業務実施規程第25条第1項第5号の規定に基づいて返還猶予を願出るときは、奨学規程第22条第2項及び業務実施規程第25条第2項にかかわらず1回の願出によつて5年（防衛医科大学校は6年）を限度に修業年限又は派遣期間が終了するまでの間、返還を猶予することができる。

(1) 看護学校（専修学校であるものを除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、職業訓練大学校に在学するとき。

(2) 青年海外協力隊員として外国に派遣されるとき。

附 則

(施行期日)

この施行細則は、平成14年12月9日から施行する。